

企画競争説明書

業務名称：アフリカ地域在来鉄道を活用した都市交通の改善に係る
情報収集・確認調査

調達管理番号： 21a00438

【内容構成】

- 第1章 企画競争の手続き
- 第2章 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3章 特記仕様書案
- 第4章 業務実施上の条件

注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」とさせていただきます。
詳細については「第1章 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。

2021年7月21日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3章「特記仕様書案」、第4章「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1章 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2021年7月21日

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：アフリカ地域在来鉄道を活用した都市交通の改善に係る情報収集・確認調査

(2) 業務内容：「第3章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。
(全費目課税)

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2021年10月 ～ 2022年2月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4 窓口

【選定手続き窓口】

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者： 田代順子 Tashiro.Junko@jica.go.jp

注）持参及び郵送による窓口での受領は廃止となりました。

【事業実施担当部】

社会基盤部 運輸交通グループ 第三チーム

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則(調)第 8 号) 第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和 01・02・03 年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR(Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2021年 8月 2日 12時

(2) 提出先：上記「4. 窓口 【選定手続き窓口】」（電子メール宛先及び担当者）

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 電子メール件名に「【質問】調達管理番号_案件名」を記載ください。

注3) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2021年8月6日までに当機構ウェブサイト上にて行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2021年 8月17日 12時

(2) 提出方法：

プロポーザル・見積書及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）を、電子データ（PDF）での提出とします。上記（1）の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールをe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）
なお、具体的な提出方法につきましては、「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2021年5月12日版）」を参照願います。

- 1) プロポーザル等はパスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納ください。
- 2) 本見積書と別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1> ）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。

（3）提出先：

- 1) プロポーザル及びプレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）
「当機構調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書：

宛先：e-koji@jica.go.jp

件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

本文：特段の指定なし

添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

※見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

（4）提出書類：

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) プレゼンテーション実施に必要な資料（プレゼンテーションを実施する場合のみ）

（5）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 3) 虚偽の内容が記載されているとき

4) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2020年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費（航空賃）
 - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 特になし
- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) KES1 = 1.0335700 円
 - b) TZS1 = 0.0478900 円
 - c) CDF1 = 0.05 円
 - d) MZN1 = 1.7626200 円
 - e) US\$ 1 = 110.5520000 円
 - f) EUR 1 = 131.6320000 円
- 5) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等は見積書に計上しないでください。
契約交渉の段階で確認致します。
- 6) その他留意事項
特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html）

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／鉄道改善計画1
 - b) 鉄道改善計画2

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 5.00人月

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開

封し、価格評価を加味。

6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を2021年9月3日（金）までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点
 - 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、評価結果の順位が第1位にならなかった競争参加者については、評価結果通知のメール送付日の翌日を起算日として7営業日以内に調達・派遣業務部（[e-propo@jica.go.jp](mailto:propo@jica.go.jp)）宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、プロポーザルの評価内容について面談で説明します。7営業日を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話等による説明とする可能性があります。詳細につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

なお、受注者につきましては、監督職員との打合せ時に、必要に応じてプロポーザルの評価内容についてもご確認ください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下のとおり追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
 - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先
 - 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
 - イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
 - 2) 公表する情報
 - ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの電子データについて

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「コンサルタント等契約 関連ガイドライン／個別制度の解説」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：鉄道の改良計画、設計及び施工。鉄道分野の組織体制支援、人材育成

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もありえます。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

➤ 業務主任者／鉄道改善計画1

➤ 鉄道改善計画2

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／鉄道改善計画1）】

- a) 類似業務経験の分野：鉄道(施設・車両・信号システム等)の改良計画、設計または施工。鉄道分野の組織体改善制支援、人材育成。
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域¹。
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：鉄道改善計画2】

- a) 類似業務経験の分野：鉄道(施設・車両・信号システム等)の改良計画、設計または施工。鉄道分野の組織体制改善支援、人材育成。
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域。
- c) 語学能力：英語

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書への、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）押印は省略可となります。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

¹ <https://www.jica.go.jp/regions/africa/index.html>

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話によるプレゼンテーションとする可能性があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(34)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／鉄道改善計画1</u>	(27)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	5	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力：	(-)	(11)
ア) 類似業務の経験	-	4
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	2
オ) その他学位、資格等	-	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(7)	(12)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7	7
イ) 業務管理体制	-	5
(2) 業務従事者の経験・能力： <u>鉄道改善計画2</u>	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

プレゼンテーション実施要領

プレゼンテーションは業務主任者（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者、もしくは両者が共同で）が行ってください。なお、業務主任者以外に1名（業務管理グループを提案する場合には、業務主任者又は副業務主任者以外に1名）の出席を認めます。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

1. 実施時期： 2021年8月20日（金） 14:00～16:00
（各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。）

2. 実施方法：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Microsoft-Teamsによる実施を基本とします。詳細につきましては、プロポーザルをご提出いただいた後にあらためてご連絡いたします。その際に、接続に不具合が生じる可能性がある場合は、電話会議などに方法の調整をいたしますので申し出てください。

(1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

(2) 使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。

a) Microsoft-Teams を使用する会議

競争参加者が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いてのMicrosoft-Teamsの音声機能によるプレゼンテーションです。(Microsoft-Teamsによる一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、(システムが不安定になる可能性があることから)認めません。)指定した時間にTeamsの会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

b) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションです。プレゼンテーション参加者から当機構が指定する電話番号に指定した時間に電話をいただき、接続します。電話にかかる費用は、競争参加者の負担とします。

注) 当機構在外事務所及び国内機関のJICA-Netの使用は認めません。

以上

第3章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際の参考情報として注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「アフリカ地域在来鉄道を活用した都市交通の改善に係る情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

アフリカにおける在来鉄道を活用した都市鉄道整備の必要性：

近年、アフリカでは都市部の人口増加が続き、2040年までに10億人に達する見通しが出されており、各国の経済成長において都市が極めて重要な役割を果たすことが予想される。アフリカ全体的には所得水準は依然低い状況が続いているが、後述の大都市では、既存の公共交通手段に比べて比較的高額な利用料金を支払うことができる所得者層が増加しつつある。一方で、これら大都市部への人口集中に対するインフラの整備は追いついていない。

アフリカの大都市の中でも、タンザニア・ダルエスサラーム（人口約580万人（2018））、ケニア・ナイロビ（人口約440万人（2019）²）、コンゴ民主共和国・キンシャサ（人口約1,250万人（2017、推計））モザンビーク・マプト（人口約110万人（2017））といったアフリカの大都市では経済成長に伴う都市人口の増加と、これに伴う交通課題を抱えている。このことから、JICAでは、これらの都市に対して都市交通マスタープランの策定を支援してきた。また世界銀行やAfDBも各国の都市交通に対して支援を実施している。

都市交通の中でも鉄道は、大量輸送性、エネルギー効率の観点からもその必要性は高く、上記のマスタープランにおいては新線建設や在来鉄道の改良が提案されている。

在来鉄道の改良は、新線建設に比べると既存施設の制約からその輸送量が限定される可能性があるが、段階的に整備することにより比較的安価に輸送量を増強でき、且つその過程で人材育成も可能となり、徐々に鉄道輸送の能力を強化することが期待できる。各マスタープランで提案されている在来鉄道改良は、現在具体的な進展がなく、各都市の交通課題の解決に向け、これらの検討を深化していく必要がある。

ダルエスサラームの在来鉄道の現状と課題：

タンザニアは近年5-6%台のGDP成長を継続しており、その安定した経済成長をけん引するのがダルエスサラームである。人口は2030年前後には約1,000万人となること

² 2019 KENYA POPULATION AND HOUSING CENSUS

が想定されているが、自動車登録台数は年率 14%で伸び、交通渋滞が悪化している等、都市交通課題が深刻化している。

JICA では 2008 年度に、2030 年を目標年次としてダルエスサラーム市都市交通マスタープランを策定し、その後 2018 年度には「ダルエスサラーム市都市交通マスタープラン改訂プロジェクト」を実施した。その開発コンセプトを「公共交通指向型 (TOD 型) メガシティ」と設定し、各種公共交通の整備を提案している。

在来鉄道については、タンザニア鉄道公社 (Tanzania Railway Corporation: TRC) が運営する Pugu 線 (ダルエスサラーム中心部~Pugu) は現在朝夕各 3 往復の旅客列車が運行されている。マスタープランでは当該路線の改良が提案されており、輸送力増強による Pugu 方面の交通需要の分担が期待される。また、現在は駅施設も十分に整備されておらず、駅部での安全な乗降や他の交通モードへの円滑な乗換え等の課題があり、これらについても改善の必要がある。

ナイロビの在来鉄道の現状と課題：

ケニアは近年、年率 5%以上の GDP 成長を継続しており、都市部の人口は 2010 年から 2019 年まで年平均 4.2%で増加している。都市部人口比率は 27.5% (世銀データ、2019) となっている。特に首都ナイロビ (人口約 440 万人 (2019)) では人口増加が激しく、交通量が急増しているが、市内の道路網や公共交通の整備が追いつかず、交通渋滞が深刻化している。

JICA では 2006 年に「ナイロビ都市交通網整備計画調査」を実施し、2025 年を目標とした都市交通マスタープランの策定を支援した。さらに 2013 年から 2014 年にかけて「ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト」を実施し、2030 年を目標とした都市開発マスタープラン策定を支援している。さらに、2017 年から 2018 年にかけて「ナイロビ都心総合交通システム及び環状線事業計画策定プロジェクト」を実施し、都心部のモビリティ向上施策および軌道系公共交通の事業の枠組みを具体化するための支援を行った。

在来鉄道については、モンバサ~ウガンダ間の路線を軸に北東のケニア山方面、北西のウガンダ方面、南東のモンバサ方面の 3 方向に路線が延びており、ケニア鉄道公社 (Kenya Railway Corporation: KRC) がこれら路線を運行している。上記マスタープランにおいて、ナイロビ市は交通ネットワークと連携したサブセンターの形成と強化を目指していることから、在来鉄道や乗換えターミナルはサブセンター促進のための重要な交通インフラとなっている。在来鉄道は都心部と Woodley や Dandora といったサブセンターを結ぶ設備があるが、バラストの質や分岐器に信号設備が導入されていない、鉄道輸送容量が限定的等の課題があった。また、通勤として利用されている在来鉄道の改善により、今後増加が予想される自動車交通の公共交通機関への転換が期待された。これら JICA の協力による計画策定の他、他ドナーの支援によるナイロビの都市鉄道 (在来鉄道活用含む) の整備計画が策定されている。

キンシャサの在来鉄道の現状と課題：

コンゴ民主共和国は、豊富な天然資源等、高い開発ポテンシャルを有するものの、長きにわたる紛争の影響、低位にとどまるガバナンス、インフラの未整備等を背景に、世界最貧国の 1 つに留まっている。一方、都市人口は全体の約 36%、キンシャサの人口増

加率は、4.7%であり、すでにその人口は1,000万人を超えており、2050年までに2,500~3,000万人に拡大し、アフリカ最大級の都市になると推測され、キンシャサ市内の至るところで交通渋滞の発生等、都市交通インフラの不足・老朽化等による交通問題が顕在化している。

これらを背景に、JICAでは2017年~2019年に「キンシャサ市都市交通マスタープラン策定プロジェクト」を実施し、2040年を目標年次とする長期的な空間開発ビジョン及び2030年を目標年次とする中期的な開発プログラムを示した都市交通マスタープランを策定した。

鉄道については、キンシャサ中央駅より3路線があるが、市中心部より西方向及び空港方面への路線は現在運行を休止しており、唯一運行を続けている南北を結ぶ路線では軌道の劣化に伴い運行本数は1日1往復にとどまっている。都市交通マスタープランでは、在来鉄道の近代化としてキンシャサ駅~カサングル間で運行本数の増加と速度の向上を図るべく、軌道の改修や鉄道車両の近代化と電気信号システム、ATP（Automatic Train Protection（自動列車防護装置））、CTC（Centralized Traffic Control（列車集中制御装置））等の導入が提案されている。また、ンジリ空港にむかう路線は多くの需要が見込まれ、同路線についてもキンシャサ駅~カサングル駅間と同様に軌道改修と電気信号システム等の導入が提案されているが、本路線は2017年に開業を予定していたものの現時点で運行は再開していない。

マプトの在来鉄道の現状と課題：

モザンビークの首都マプトは、南部アフリカ開発共同体（SADC）の中で最も交通量が多いマプト回廊の起点であり、約110万人（2017）が居住する政治、産業の中心である。近年、隣接するマトラや周辺地域での住宅開発や産業立地の進展から、マプト都市圏の人口は2035年には370万人まで増加すると見込まれ、これに伴う交通重要の増加から、マプト~マトラ間等の幹線での交通混雑が問題となっている。

JICAでは、2014年に「マプト都市圏都市交通網整備計画」を策定し、2035年を目標年次とする総合都市交通マスタープランを提案した。

鉄道に関しては、モザンビーク港湾・鉄道公社（CFM）が運行するマプト~マラクエネやマプト~マトラガレといった4つの路線を管理しているが、運行本数は最多で1日4往復であり、またマプト都市圏における鉄道の輸送分担率も1%に留まることから、輸送力の強化が必要である。

在来鉄道の改善方針：

一般的な在来鉄道の改良では、鉄道の施設状況や鉄道に求められる役割に応じて土木、軌道、車両、信号、電気設備等それぞれの面での機能の増強を検討することとなる。その一方で対象とするアフリカ各国では、対象国の債務負担能力や、鉄道組織の能力、JICAによる支援可能な事業規模等の面から、交通需要に応じた比較的大規模な改良を一度に実現することは難しく、将来的に交通需要を満たす機能と組織能力を達成すること目標に、段階的に整備する方法を検討することが現実的である。また本邦企業の参画可能性についても考慮する必要がある。

以上を考慮し、将来的にはマスタープランにおける交通網の一翼を担う在来鉄道の機能を確保することを目標としつつも、まずは比較的实施可能な事業規模の範囲内で事業を実施し、在来鉄道の機能と組織能力の向上を徐々に行っていくようなロードマップを提示する。また、在来鉄道と他の交通サービスとの円滑な乗り継ぎに向けた駅前広場の整備も重要である³。対象とする在来鉄道も従来貨物を中心とした利用であることから駅施設は十分ではなく、更に交通結節点の機能を果たせるような施設はない場合が多い。交通サービスの向上に向け、駅の増設や駅前広場などの交通結節点の整備について検討する必要がある。

我が国及び JICA の方針：

我が国の方針としては、国土交通省「インフラシステム海外展開行動計画 2021」において、我が国の強みを活かした案件形成として、「質の高いインフラシステム」のコンセプトのもと、相手国のニーズ等に応じたライフサイクルコストの低減に向けた提案や、O&M等の技術移転等の必要性が明記されており、日本の経験、知見を活かした在来鉄道を活用した支援はこれに合致するものである。また、第三国市場に進出する際の補完的連携についても、システム海外展開を行う場合、当該市場に既に独自のネットワークを有し相手国のニーズや商慣習を把握している国と連携し、補完関係を構築して当該第三国に進出することは有効な手段であるとしており、第三国企業との連携の必要性を示唆している。

JICA の支援方針について、2017 年 3 月に策定された交通分野の課題別指針では、開発戦略目標の一つである都市の持続的発展と生活水準の向上（都市交通）の中で、人口が増加する大都市での自動車交通から公共共通への転換のための軌道システム（鉄道等）の整備と、乗り継ぎの利便性を向上する交通結節点の整備を挙げている。また、JICA のグローバル・アジェンダのうち運輸交通においては、SDGs 目標及び日本政府のパリ協定成長戦略の目標達成に貢献すべく、都市圏人口 300 万人以上の都市における軌道系交通機関の整備、公共交通機関の利用促進に取り組む「都市公共交通推進」イニシアティブを掲げており、持続可能な鉄道及び交通結節点の整備を目指す本調査は、これら援助方針に合致する。

以上を踏まえ、ダルエスサラーム、ナイロビ、キンシャサ、マプト等の都市において、都市交通マスタープラン等における提案を基に、在来鉄道の改良による都市交通の改善を実現すべく、今後の課題や支援策の検討、我が国としての協力の可能性を検討するための情報収集・確認調査を実施するものである。

第 3 条 調査の目的と範囲

ダルエスサラーム、ナイロビ、キンシャサ、マプト等の都市における在来鉄道を対象に都市交通マスタープラン等（JICA 及び他ドナー等）における提案内容、鉄道の現状及び課題、本邦技術の活用、他ドナーとの協業等を考慮した、主に無償資金協力及び技術協力等による開発施策を提案する。

³ 鉄道整備と都市・地域開発を連携させる開発のあり方に関する調査（JICA、2017）
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000035487.html>

業務の範囲は、上記に示す業務の目的を達成するために、「第4条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 調査の内容」に示す事項の業務を実施し、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

第4条 調査実施の留意事項

(1) 対象都市

調査対象の都市はダルエスサラーム（タンザニア）、ナイロビ（ケニア）、キンシャサ（コンゴ民主共和国）、マプト（モザンビーク）を含む。加えて1都市、アフリカの都市の中で本調査の調査対象とするのに適当な都市を、下記のアウトプットに係る留意事項を踏まえプロポーザルにて提案すること。

(2) 本調査で想定するアウトプット1：在来鉄道の輸送力増強に資する施策

本調査の調査結果として、対象都市の都市交通マスタープラン等（JICA 及び他ドナー等）における提案に基づく、旅客輸送を対象とした在来鉄道改良のロードマップ（都市交通マスタープランの交通需要を満たす輸送力を実現するまでの具体的な改良施策）、及びロードマップの初期段階で無償資金協力での実施を想定した在来鉄道の輸送力増強に資する施策を提案すること。施策の内容は具体的な整備計画（整備内容、スケジュール、費用、運用・効果指標による事業の評価を含む）を含むこと。なお、事業規模は20億円を目安としつつ、JICAと適宜相談の上これを決定し進めること。

(3) 本調査で想定するアウトプット2：持続可能な体制構築に資する施策

本調査の調査結果として、対象の在来鉄道の運営組織に向けた持続可能な体制構築に資する技術協力の内容を提案すること。具体的には、組織毎の状況を踏まえ、軌道や車両等のメンテナンスが適切に行われるよう、組織の仕組み、スタッフの技術、メンテナンス機材及び代替パーツの持続的な調達ができる体制等の改善についての支援内容（目標、活動内容、スケジュール、必要な専門家の分野等）を含むものとする。また第4条(2)の結果に留意し、無償資金協力と技術協力が連携して実施されることを想定した提案とすること。

(4) 本調査で想定するアウトプット3：駅及び駅周辺の改善に資する施策

本調査の調査結果として、対象の在来鉄道の1駅または複数駅を対象に、駅設備（駅舎、プラットフォーム等）及び駅前広場整備の施策（整備内容、スケジュール、費用、運用・効果指標による事業の評価を含む）を提案すること。これらの整備内容の検討にあたっては、各国の鉄道の現状及び将来計画を踏まえた上で、実施機関の用地所有状況及び意向を考慮し、より実現可能性の高い提案を行うこと。また、これらの整備の検討にあたってはユニバーサルデザインを考慮した提案を行うこと。さらに、鉄道と他の公共交通との接続性の向上に資する施策として、チケットレスやMaaSを活用した施策について、各都市の導入状況を踏まえ提案すること。

(5) 本調査で想定するアウトプット4：中古車両の海外展開に関する課題と対応の整理

本調査の調査結果として、中古車両のアフリカへの展開に関する課題の整理と対応策について検討し整理すること。対象国の在来鉄道は、狭軌（1067m、1000m）が主体、非電化が主体であることから、本邦の中古車両の活用が考えられる。しかしながら、対象国でこれら中古車両を活用とした場合に、技術基準、費用、メンテナンス（スペアパーツの調達を含む）、支援スキーム（ファイナンススキーム等）の課題が想定される。なお、これまでの本邦の中古車両の海外展開の事例では、中古車両の性能保証ができないことの代替手段として、継続的なメンテナンス支援を実施する例があり、これまでの経験、知見等を踏まえ、具体的な支援スキームを提示すること。

(6) 本調査で想定するアウトプット5：本邦企業の参画に関する課題と対応

本調査の調査結果として、本邦企業の参画に関する課題と対応策について検討し整理すること。参画の対象事業はアウトプット1～3の事業を中心としつつも、これらに限定せず、可能性を確認する。アフリカに対しては、アジア諸国での事業に比べて本邦企業の参画に対する難易度は高いことが想定される。しかしながら、インドやトルコ等、これまで本邦が支援してきた各国主要都市におけるメトロの経験、及び本邦企業と他国企業による協業の実績が蓄積されていることから、施工監理、人材育成、軌道の施工や車両の製造等において、本邦企業と第三国企業の協業による海外展開が期待される。これらの可能性を踏まえた調査を行うこと。

(7) 当機構の支援方針との整合

本調査結果は、その後の案件形成の参考とすることを想定している。このため、技術的側面のみならず当機構の案件形成に係る方針に沿った提案が求められることから、当機構と密に連携し、調査を進めること。特に支援事業の事業規模及びスキームについて留意すること。

(8) 他ドナーとの連携

対象とする在来鉄道に関する他ドナーの支援状況、関心及び支援方針を踏まえた調査とすることから、他ドナーとの連携を図ること。

(9) 現地リソースの活用

コロナ禍の状況を踏まえ、現地渡航が制限される場合には現地リソースを活用した鉄道施設の状況把握や実施機関等からの情報収集を実施可能とする体制を構築すること。

(10) 段階的な調査の実施

本調査は、1次調査（国内調査）、2次調査（現地調査）の2段階で調査を行う。1次調査の対象都市はダルエスサラーム、ナイロビ、キンシャサ、マプトの4都市及びプ

ロポーザルの内容に応じて1都市追加し、5都市とする。また、2次調査の対象都市は1次調査の結果を踏まえ、より検討の必要性が高い国を対象として現地調査を行う。なお、プロポーザルでは5都市の現地調査を全て行う前提の提案内容とすること。

第5条 調査の内容

1次調査 国内調査

(1) 業務計画書案の作成

対象国政府、他ドナー及びJICAの関連資料（都市交通マスタープランを含む）を基に対象都市の交通の現状、課題及び今後の開発計画に関する情報収集を行い、調査の実施方針、方法、作業計画、最終報告書の目次案を検討する。また、対象路線の整備意義についても確認する。検討の結果に基づき業務計画書（案）を作成の上、JICAに提出すること。

(2) 業務計画書案に係るJICAとの協議

上記(1)の後、JICAと業務計画案について協議し、その結果を反映すること。また、対象国政府等との協議に用いるパワーポイント形式の説明資料及び質問票も併せて作成する。

(3) 対象国政府等への業務計画の説明、業務計画書の最終化

上記(2)で作成した業務計画案及び各種資料を用い、対象国政府等への業務計画の説明及び意見交換を実施する。面談はWeb会議を想定。対象国政府等との協議後、先方からの意見等を踏まえ業務計画書を最終化し、JICAに提出する。

(4) アウトプット1～5に関する事前検討

現地調査に先立ち、関連資料及び関係機関へのWebヒアリングを通して得られた情報に基づき、各都市におけるアウトプット1～5に関する検討を行う。またアウトプット4及び5については本邦及び第三国企業へのヒアリング先及びヒアリング内容についても検討すること。

またアウトプット1～3については、対象国政府向けに、本邦での事例を中心に具体的な内容について記載した資料（パワーポイント形式）を作成する。資料にはこれまでの本邦での鉄道事業及びインドネシア・ジャカルタ通勤鉄道の在来鉄道改良の事例を含み、在来鉄道を通勤鉄道に活用する標準的な改良工事パッケージとして全体的な事業内容及び系統毎の具体的な改良の内容、関連する人材育成等について含むものとする。また、事業規模と輸送力増強の関係についても考察し、対象国において事業費面で制約がある場合に、これに応じてどこまで改良が可能となるか、具体的な事業内容が検討可能な資料とすること。なお、資料は和英仏葡の4か国語で作成すること。

また、アフリカ地域の各国では過去にJICA及び他ドナーによる在来鉄道改良を実施している。これらの事業の現状についてもJICA事業を中心にレビューし、取りまとめること。

(5) 本邦及び第三国企業へのヒアリング及びヒアリング結果を用いた検討

アウトプット4及び5について、本邦企業及び第三国企業に対し、参入可能性や課題についてヒアリングを行う。またその結果を用いてアウトプット4及び5について検討すること。なお、第三国企業へのヒアリングについては、Web ヒアリングを想定する。

(6) プログレスレポートの作成

1次調査の調査結果を踏まえ、プログレスレポート案を作成し、JICA に提出する。JICA との協議の上、プログレスレポートを最終化する。その際、2次調査の対象都市についても確認する。また、プログレスレポートの一部として対象国政府向けに要点をまとめたパワーポイント形式の資料を作成する。

その後、資料を用いて対象国政府への報告及びその後の現地調査時の要望（相手国政府からの情報提供、現地調査及び面談日程の依頼等）を伝達する。Web 会議による実施を想定。

2次調査 現地調査

(7) 現場調査、対象国政府及び他ドナー等へのヒアリング

1次調査の結果に基づき、在来鉄道の現場調査及び対象国政府等へのヒアリングによる情報収集を実施する。

(8) アウトプット1～5の深度化

上記(7)の結果を踏まえ、アウトプット1～5の検討を深度化する。アウトプット1～3の内容には以下項目を含むこと。

- ① 事業内容
- ② 事業規模（金額）
- ③ 事業スケジュール
- ④ 事業の効果指標
- ⑤ 事業関係者
- ⑥ 事業スキーム
- ⑦ 事業の課題、前提条件

(9) アウトプット1～5についての協議、調整

上記(8)の結果を踏まえ、JICA（在外事務所を含む）及び対象国政府及び他ドナー等と協議を実施し、アウトプットの調整を行う。必要に応じて本邦及び第三国企業へのヒアリングを実施し、調査内容に反映する。

(10) ドラフトファイナルレポートの作成及び報告

以上の調査内容を取りまとめ、ドラフトファイナルレポートを作成し、当機構及び対象国政府関係機関と協議を行うこと。またドラフトファイナルレポートの一部として、対象国政府向け要点を取りまとめたパワーポイント形式の資料を作成する。

(11) ファイナルレポートの作成及び報告

ドラフトファイナルレポートに対する当機構及び関係機関からのコメントに対応し、必要な箇所については修正し、ファイナルレポートとして取りまとめる。

第6条 報告書等

次の成果品を作成し、JICA との協議、検討会等でレポート内容などを審議した結果を踏まえた上で JICA に提出する。なお、最終成果品はファイナルレポートとする。

(1) 報告書等

(ア) 業務計画書

記載事項：調査の実施方針、方法、作業計画、最終報告書の目次案（和文）、相手国政府との協議資料及び質問票（和英仏葡の4か国語で作成）

提出時期：契約後1か月以内（2021年11月初旬）

部数：電子データ PDF ファイル1セット

(イ) プロGRESSレポート

記載事項：1次調査の結果（本文は和文、対象国向け資料のみ和英仏葡の4か国語で作成。）

提出時期：2021年12月中旬

部数：1部（簡易製本）、電子データ PDF ファイル1セット

(ウ) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査全体内容（（本文は和文及び英文、要約版は和文、対象国向け資料のみ和英仏葡の4か国語で作成。）

提出時期：2022年2月中旬

部数：1部（簡易製本）、電子データ PDF ファイル1セット。

(エ) ファイナルレポート

記載事項：調査全体内容（本文は和文及び英文、要約版は和文、対象国向け資料のみ和英仏葡の4か国語で作成。）

提出時期：2022年2月28日

部数：電子データ PDF ファイル3セット、製本9部（和文、英文、和文要約各3部、対象国向け資料は和文、英文、和文要約のそれぞれに添付）。

注1) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払

い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(2) 収集資料

調査開始時に JICA より貸与された資料及び調査中に収集した資料・データを分野別に整理し、収集資料リストを付して、2022 年 2 月末に JICA に提出する。

(3) その他の提出物

(ア) 議事録等

JICA が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、5 営業日程度のうちに機構に提出すること。

第4章 業務実施上の条件

(1) 業務工程

第3章 第6条 報告書等の各レポート提出のスケジュールに応じた工程とする。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 23.00人月（現地：12.00人月、国内11.00人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください*。

- ① 業務主任者/鉄道改善計画1（2号）
- ② 鉄道改善計画2（3号）
- ③ 鉄道改善計画3
- ④ 鉄道改善計画4
- ⑤ 鉄道改善計画5
- ⑥ 軌道
- ⑦ 信号
- ⑧ 車両
- ⑨ 駅/駅前広場
- ⑩ 交通計画/駅前広場2

※：異なる業務従事者の構成を提案する場合においても以下に留意してください。

- 業務主任者は、鉄道改善計画1を兼務すること。
- 鉄道改善計画1～5はそれぞれが主担当となる国を定めること。限られた期間内の調査を完了させる必要があることから、一人の業務従事者が複数国の主担当となることは不可とする。
- 鉄道改善計画は系統別の担当（軌道、信号、車両、駅/駅前広場、交通計画/駅前広場2）を兼務することは可能（例：鉄道改善計画3（モザンビーク/信号））。

(3) 配布資料/公開資料等

公開資料

別紙1に示す資料、事業は、本調査のレビュー対象に含めることとする。なお、本業務に関連する過去のJICAの協力についてはJICA図書館

(<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>)で公開しており、閲覧が可能である。

(4) その他留意事項

安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA事務所や日本大使館等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保の

ため、関係諸機関に対する協力及び調整作業を十分に行うこと。現地業務時は、JICA事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意すること。現地業務に先立ち、外務書「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録すること。

アフリカ地域
Modern Railway Services in Africa : Building Traffic - Building Value (世界銀行) https://openknowledge.worldbank.org/handle/10986/34576
タンザニア
タンザニア連合共和国 ダルエスサラーム都市交通マスタープラン改訂プロジェクトファイナルレポート (2018、JICA)
タンザニア国 ダルエスサラーム都市交通改善能力向上プロジェクトフェーズ2プロジェクト業務完了報告書 (2017、JICA)
タンザニア国 中央鉄道洪水対策事業準備調査(その2)ファイナル・レポート (2016、JICA)
タンザニア連合共和国 中央鉄道洪水対策事業準備調査(その1)協力事業調査報告書 (2014、JICA)
Tanzania - Intermodal & Rail Development Project (世界銀行) https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P127241
ケニア
ナイロビ都心総合交通システム及び環状線事業計画策定プロジェクト (英語のみ) (2018、JICA)
ナイロビ市都市開発マスタープラン策定プロジェクト (2014、JICA)
ナイロビ都市交通網整備計画調査 (2006、JICA) https://www.namata.go.ke/documents/Commuter%20Rail%20Master%20Plan%20Component%20B.%20Main%20Report.pdf
モザンビーク
マプト都市圏都市交通網整備計画 (2014、JICA)
コンゴ民主共和国
キンシャサ市都市交通マスタープラン策定プロジェクト (2019、JICA)